

平成18年度 税制改正の実務ポイント

私たち中小企業経営に直結する
重要改正事項を解説します。

矢ヶ崎清税理士事務所
業務推進チーム
〒386-0012長野県上田市中央2-17-4
Mail: info@yagasaki.co.jp

I 法人関連税制

1 役員給与の損金算入要件の緩和

改正の概要

①法人所得の計算上、損金に算入が認められていなかった役員賞与が、事前に支給額、支給時期を定め、また、届出を済ませておけば、損金に算入できることになりました。(定時・定額要件の緩和)

②業績(利益)連動型役員報酬が損金に算入できることになりました。

①は中小企業を意識した弾力化

②は大企業向けに限定されたもの。

I 法人関連税制

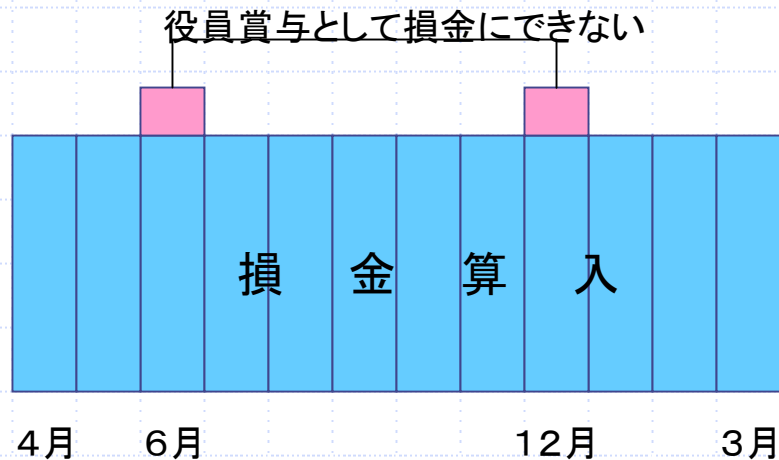
1 役員給与の損金算入要件の緩和

(1) 定期同額給与

- ① 役員給与の支給時期が1ヶ月以下の一定期間ごとで、支給額が同額であること。従来の定時定額に相当する要件です。

適用要件

役員に対する給与の額を定時株主総会の時に合わせて改定する等、その改定が当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに行われている場合のその改正前の各支給時期における支給額が同額である給与と改定以後の各支給時期における支給額が同額である給与は、それぞれ定期同額給与に該当します。



I 法人関連税制

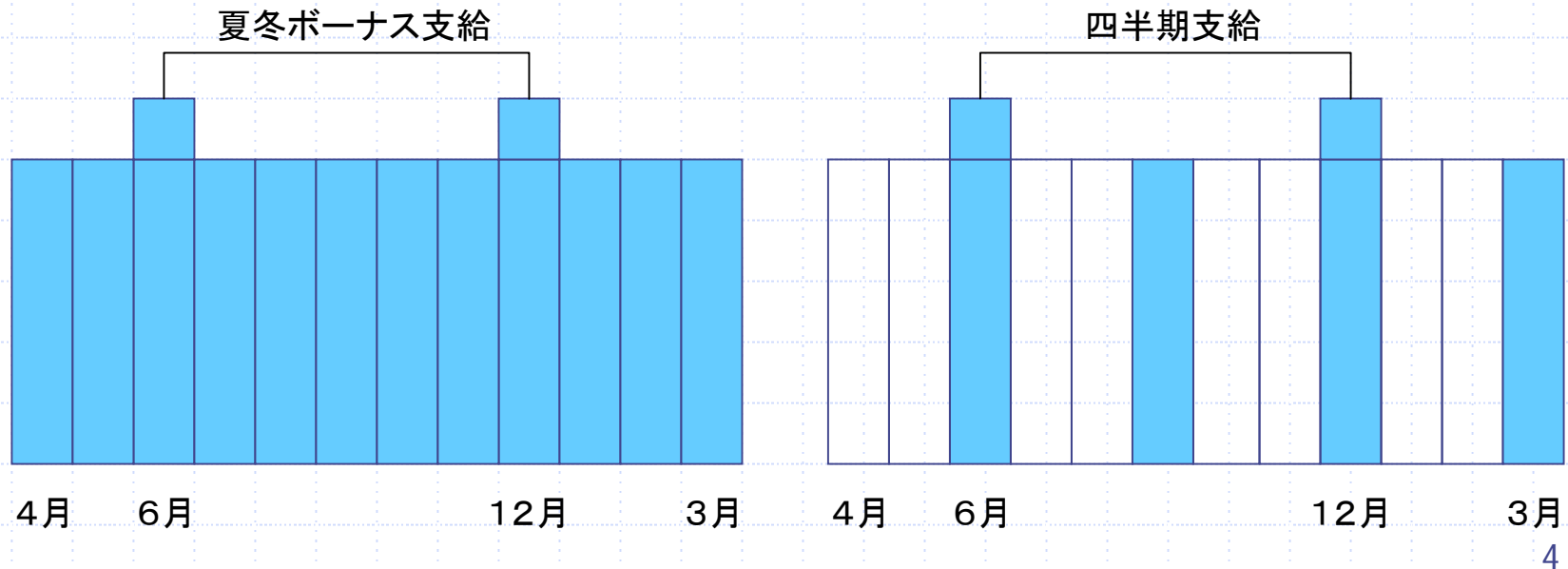
1 役員給与の損金算入要件の緩和

(2) 事前確定届出給与

- ① 所定の時期に確定額を支給する定めがある役員給与です。ただし、その定めの内容に関する届出を予め税務署長にしておくことが要件となります。

届出の時期

職務の執行を開始する日(株主総会の日)と当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日とのいずれか早い日までに届出をする。



I 法人関連税制

1 役員給与の損金算入要件の緩和

(3) 利益連動給与

①非同族会社の業務執行役員に対して支給する利益連動給与。ただし、透明性・適正性の点から一定要件をクリアする必要があります。

算定方法

報酬委員会での決定等の適正な手続を経ており、かつ、有価証券報告書への記載等によりその内容が開示されていることその他の一定の要件を満たすものに限られます。

適用時期

平成18年4月1日以後に開始する事業年度より。(3月決算法人より)

I 法人関連税制

2 オーナー会社の役員給与の規制

(1) 規制の目的

特殊支配同族会社が業務を主宰する役員(オーナー)に対して支給する給与の額のうち給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないこととされました。

ただし、特殊支配同族会社の**基準所得金額が一定の金額以下である事業年度**については、適用されません。

今回の規制は、会社法で簡単に会社が作られるようになることから、個人と法人との税負担の差(税率・給与所得控除による差)を利用した節税会社が増えることに歯止めをかけるためといわれますが、起業意欲に水を差すことが懸念されます。

I 法人関連税制

2 オーナー会社の役員給与の規制

(2) 規制の仕組となる会社

特殊支配同族会社とは

同族会社の業務を主宰している役員(業務主宰役員)及びその役員と特殊の関係のある者が発行済株式の総数の100分の90以上の数を有し、かつ、業務主宰役員及びその役員と特殊の関係にある常務に従事する役員の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占める場合等のその同族会社をいいます。

基準所得金額が一定の金額以下である事業年度とは

当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(基準期間)の所得金額若しくは欠損金額又は個別所得金額若しくは個別欠損金額及び業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額(平均額)が、

- ①年800万円以下である場合の当該事業年度、
- ②年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が100分の50以下である場合の当該事業年度をいいます。

I 法人関連税制

2 オーナー会社の役員給与の規制

(2) 適用時期

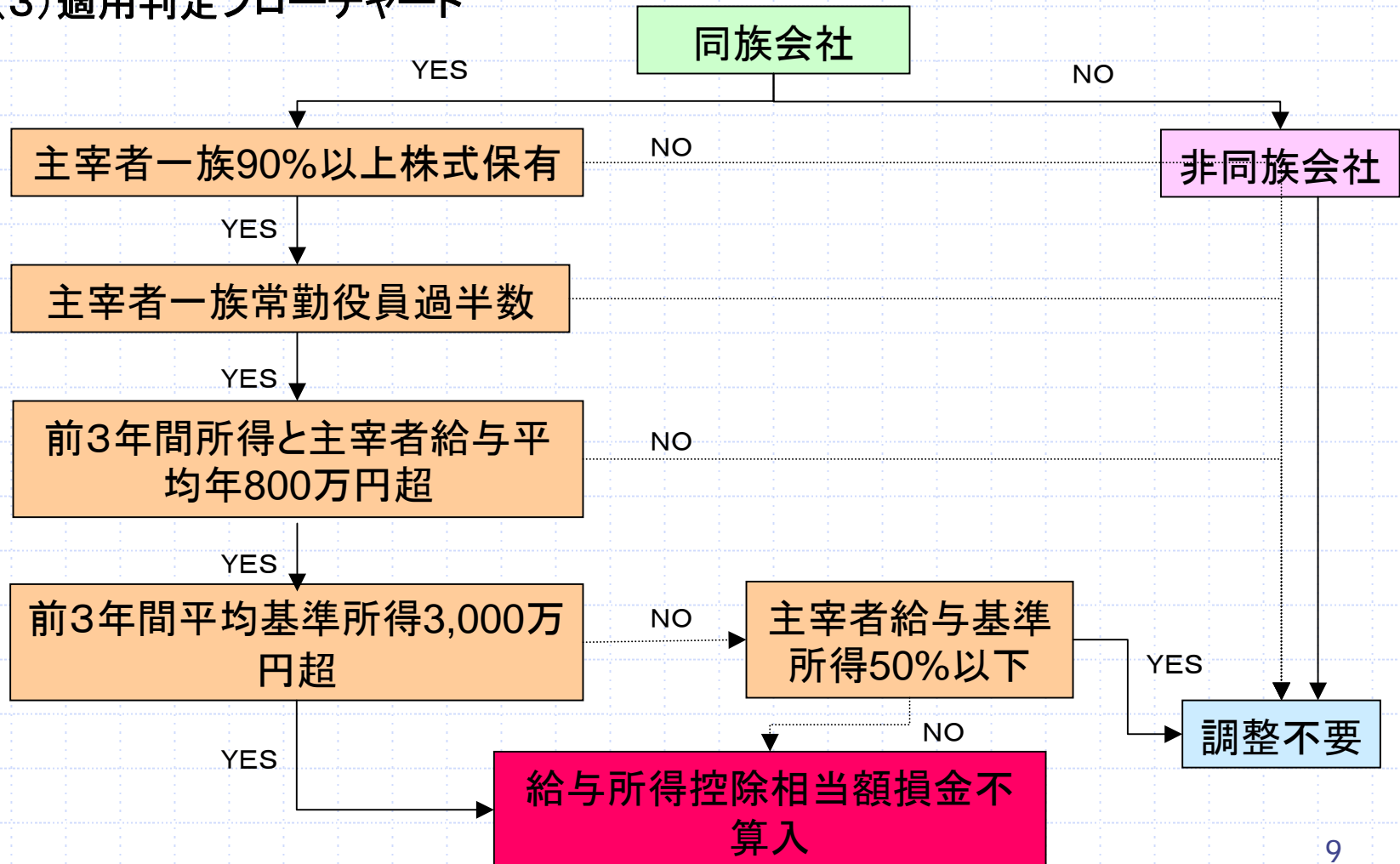
平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用。(3月決算法人より)

平成18年5月施行の会社法が規制のきっかけとなりましたが、既存の会社も対象となりますので、期末までに株式を移したり、第三者の従業員を役員に登用するなどの対策が求められます。

I 法人関連税制

2 オーナー会社の役員給与の規制

(3) 適用判定フローチャート



I 法人関連税制

3 交際費課税の範囲の緩和

(1) 一定の飲食費が交際費等の範囲から除外

①取引先や得意先との接待などにおいて、1人当たり5,000円以下の飲食費については、その法人の所得計算上、損金に算入されることになりました。

得意先などと打合せをする際に、昼食を兼ねて行う、いわゆるビジネスランチが浸透してきていること、また、通達によって損金算入することとして取り扱われている会議費(3,000円程度)なども踏まえて、このような改正に及んだものと考えられます。

(2) 書類の保存要件

『1人当たり5,000円以下の飲食費』を除外する要件は、以下の書類を保存していることが必要です。(様式は何でもOK)

①領収書

②参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係・・・「〇〇会社・□□部、氏名部長以下10名」でもOK

③その飲食に参加した者の数

I 法人関連税制

3 交際費課税の範囲の緩和

(3) 説例

① 役職員間の飲食費は除外

取引先など外部の者が出席しない、法人内の役職員間の会合などにおける飲食費は除かれます。

例えば、課長とその部下数名が打合せを兼ね、飲食店で一杯やった、などと言う費用は損金として認められません。

② 消費税と飲食代5,000円の関係

1人当たり5000円以下の飲食費とはいえ、この金額に消費税が含まれるかどうかは微妙な問題です。もし税込みで判定されれば、税抜きでは5,000円以下でも消費税が加算されることにより5,000円以下でも消費税が加算されることにより5,000円をオーバーし、その全額が損金不算入となるからです。消費税は税抜き処理で行った方が5,000円以下の基準が有効に使えます。

I 法人関連税制

3 交際費課税の範囲の緩和

(3) 説例

③何件でも適用可能！

1人当たり5000円以下の飲食費を損金算入する取扱いは、飲食する1軒ごとに適用されます。このため、ある一行が1次会から店を変えて2次会へと流れた場合であっても、それぞれ1人当たりの飲食費が5,000円以下であれば、その全額が損金算入されることとなります。

例えば、食事とお茶で店を変えた場合でも、それぞれ5,000円枠を適用できます。

I 法人関連税制

3 交際費課税の範囲の緩和

(3) 適用時期

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に開始する各事業年度について適用。

資本金1億円以下の中小法人に対して400万円までの交際費のうち、その90%を損金算入することを認める特例は、平成18年4月1日から2年間延長されます。

I 法人関連税制

4 少額減価償却資産の即時償却の上限規制

(1) 規制内容

①中小企業者が取得した30万円未満の減価償却資産についてその取得時に全額を損金算入することを認める「少額減価償却資産の即時償却特例」について、その事業年度の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える分については損金算入できないこととする上限が設けられました。

(2) 適用時期

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に取得する減価償却資産について適用。

I 法人関連税制

4 少額減価償却資産の即時償却の上限規制

(3) 即時償却特例の見直し

| | 取得価格 | 償却方法 |
|----------|--------|----------------------|
| 中小企業者等のみ | 30万円未満 | 全額損金不算入 (即時償却) |
| 本則 | 20万円未満 | 3年間で均等償却 (残存価額なし) |
| | 10万円未満 | 全額損金算入 (即時償却) |

【改正】
合計で300万円まで

I 法人関連税制

5 情報基盤強化税制の創設

(1) 対象設備

対象となる設備は、情報セキュリティ対応のISO15408の認証を受けた次の三つに限られます。

- ①OS(同時に設置されるサーバーを含む)
- ②データベース管理ソフトウェア(同時に設置されるアプリケーションを含む)
- ③ファイアウォール(コンピュータネットワークへ外部から侵入されることを防ぐシステム)

(2) 適用要件

対象設備の年間投資額が

- ①資本金1億円以下の法人・・・300万円以上
- ②資本金1億円超10億円以下の法人・・・3,000万円以上
- ③資本金10億円超の法人・・・1億円以上 の場合に適用される。

I 法人関連税制

5 情報基盤強化税制の創設

(3) リース費用の税額控除・特別償却費

資本金1億円以下の中小法人・対象設備を賃借した場合

リース費用総額の6%について税額控除

(但し、リース費用の年間総額が420万円以上の場合のみ)

税額控除の上限

当期の法人税額の20%相当額。当期控除しきれなかった税額は翌期に繰越して控除できる。

特別償却費・・・取得価額の50%

(4) 適用時期

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に取得する対象設備について適用

Ⅱ 所得税関連税制

1 所得税関連

(1) 定率減税の廃止

平成18年分

所得税 税額の10%(12万5千円限度)

平成19年分より完全廃止